

砥部町衛星インターネット接続機器管理運用規程

平成 22 年 3 月 26 日

砥部町告示第 38 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、砥部町が貸与する衛星インターネット接続機器の管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 衛星インターネット接続機器 パラボラアンテナ等の人工衛星を利用してインターネット接続を行うために必要な機器（以下「機器」という。）をいう。

(2) 通信事業者 インターネット接続サービスを提供する事業者をいう。

(貸付対象区域)

第 3 条 機器の貸付対象区域は、砥部町区長設置条例(平成 17 年砥部町条例第 9 号)別表に掲げる行政区のうち、次の表に定める行政区の区域とする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

行政区の名称	田ノ浦 大平 満穂 篠谷 玉谷 大内野 中野川 仙波 多居谷 総津 1 総津 2 総津 3 高市
--------	---

(貸付対象者)

第 4 条 機器の貸付対象者は、前条に規定する行政区の区域に居住する世帯の代表者又は同区域に所在する事業所若しくは公共施設の代表者とする。

(機器の貸付け)

第 5 条 貸し付ける機器の品名及び数量は、原則として、次の表に掲げるとおりとする。

品 名	数量
パラボラアンテナ	1 台
衛星モデム	1 個
同軸ケーブル	1 本
L A N ケーブル	1 本
アンテナ設置架台又は設置器具	一式

2 機器の貸付けは、無償とする。

3 町長は、貸付けに当たっては、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 機器を善良な管理者の注意をもって管理すること。

(2) 機器を他に転貸しないこと。

(3) 機器をその目的以外の用途に供し、又は機器の原形を変更しないこと。

(4) 機器の管理状況等について報告を求めた場合、速やかに回答すること。

(5) その他必要と認められる事項

- 4 機器の貸付期間は、10 年を限度とする。ただし、町長が特に認めるときは、貸付期間を 2 年間延長することができる。

(貸付申請等)

第 6 条 機器を借り受けようとする者は、衛星インターネット接続機器貸付申請書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、衛星インターネット接続機器貸付決定書（様式第 2 号）を交付し、機器を貸し付けるものとする。

(借用書の提出)

第 7 条 前条の規定により機器を借り受けた者（以下「借受人」という。）は、衛星インターネット接続機器借用書（様式第 3 号。以下「借用書」という。）を町長に提出しなければならない。

(機器の使用)

第 8 条 借受人は、町長の指定する通信事業者と契約し、借り受けた機器を使用してインターネットに接続しなければならない。

- 2 借受人は、前項の規定により町長の指定する通信事業者と契約したときは、速やかに当該契約の内容が分かる書類の写しを町長に提出しなければならない。
- 3 借受人は、機器の設置場所を変更しようとするときは、町長に届け出なければならない。

(機器の保全)

第 9 条 借受人は、機器に異常を発見したときは、直ちに町長にその状況を届け出なければならない。

- 2 町長は、前項の規定による届出があったときは、直ちに当該機器の状況を確認し、必要に応じて機器の復旧を行うものとする。

(機器の返還)

第 10 条 借受人は、貸付期間満了前に機器を返還しようとするときは、あらかじめ町長に届け出なければならない。

- 2 町長は、貸付期間が満了したとき、又は前項の規定により借受人から機器の返還の届出があったときは、当該機器を撤去するとともに、第 7 条に規定する借用書を借受人に返還するものとする。
- 3 町長は、第 8 条第 1 項に規定する契約又は接続がなされていないと認めるときは、借受人に機器の返還を求めることができる。

(費用負担)

第 11 条 機器の電源費及び第 8 条第 1 項の規定により契約したインターネット接続に係る費用は、借受人が負担するものとする。

- 2 機器の設置場所の変更に係る費用は、借受人が負担するものとする。ただし、借受人が負担することが適当でないと町長が認めたときは、この限りでない。
- 3 町長は、借受人の故意又は過失により機器が故障し、又は亡失したときは、当該機器

の復旧に必要な費用を、当該機器の借受人に負担させるものとする。ただし、費用を負担させることが適当でないと町長が認めたときは、この限りでない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、機器の管理運用に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

この告示は、令和2年12月23日から施行する。